

やまぐち高校生 2020 メモリアル文化発表会 動画撮影等業務委託仕様書

1 業務委託の目的

新型コロナウイルスの影響により、山口県総合文化祭やコンクール等が中止となった。このたび、中止となった山口県総合文化祭等に変わる大会として、やまぐち高校生 2020 メモリアル文化発表会をWEBサイト上で開催し、高校生の部活動の成果を発表する場を設けることとなった。

そのため、学校等に出向き、各部活動の発表内容を撮影及びメディアを作成する。

2 委託期間

契約締結日から令和2年11月30日（月）の間

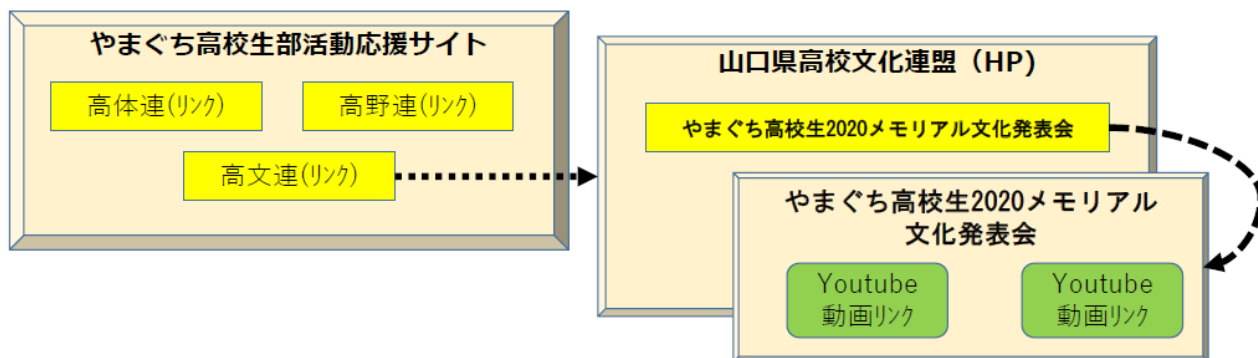
※ 動画は、YouTube にアップし、山口県高等学校文化連盟（以下、「高文連」という。）ホームページにリンクを掲載するするため、掲載可能な形式で納品すること。

3 委託業務の内容

本業務における全体イメージは、以下のとおりであり、委託業務の対象は高文連のホームページ内に掲載予定としている動画（Youtube 動画）の撮影を行うもの。

高文連ホームページの改修及び動画のアップ作業等は含まない（別途発注予定）。

やまぐち高校生2020メモリアル文化発表会



(1) 動画撮影業務

ア 撮影対象

高文連が指定する各学校の部活動（別途、「参加校一覧」を参照）

イ 撮影日時及び場所

各校（部活担当）が指定する日（別途、「参加校一覧」を参照）

※ 詳細については、1週間前までを目途に各校担当者と調整を行うこと。

ウ 撮影条件

1つの部活動に対する撮影条件は、以下のとおりとする。

なお、撮影機材を他の場所に移動することなく、同一場所において複数の部活の撮影を行う場合は、拘束時間、撮影時間は部活動の数に比例して増加する。

撮影した動画を自社のテレビ報道等で使用する場合は、各学校の許可が必要。

項目	内容
撮影カメラ台数	カメラ2台以上（有人1台、無人固定1台など）
カメラマン人数	1名 ※ カメラマン以外の要員等については問わない。
カメラマン拘束時間	2時間以内（現地での撮影準備等を含む） ※ 現地への移動時間は含まない。
撮影（本番収録）時間	規定時間は、演劇60分以内、日本音楽20分以内、その他部門は9分以内とする。 撮影アングル等は、部活動担当者と協議すること。 ※ 拘束時間の範囲内での取直しは可とする。
画質	ハイビジョン
録音方法	外部マイク2本（ステレオ）と必要により補助マイク ※ 学校と協議のうえ、撮影で会館設備（天吊マイク、電源）を使用する場合、予めホール等を予約した学校に、使用備品や費用の了解を得るとともに、会場管理者との調整を行うこと。 ※ 録音にあたっては外部レコーダーなどを使用し、録音状況の確認を行うとともにステージ近くにスタンドを立てるなど、全体をバランス良く録音すること。
映像編集	カット編集 クレジット入れ（学校名、曲名、撮影日、撮影場所）
インタビュー・メイキング収録	原則、なし （規定時間内であれば演奏以外にインタビュー・メイキング等を含めることは可とするが、規定時間内は連続した撮影とする。）
スコアリーディング	なし ※ 演劇の場合は、台本事前読み不要。
スナップ写真撮影	なし
参考（撮影イメージ）	吹奏楽 1カメラマン1カメラ撮影のイメージ https://www.youtube.com/watch?v=h-AsHtCEzjg 吹奏楽 1カメラマン3カメラ撮影のイメージ https://www.youtube.com/watch?v=tZGXAXvQqEU

（2）メディア作成業務

項目	内容
納品メディア	ブルーレイ及びデータ <ul style="list-style-type: none"> ブルーレイ作成に係る音楽著作権の申請は、委託者が行い、ディスク、ジャケットには委託者から指示された許諾番号等の表示を行うこと。 ブルーレイのコピーガードはかけない。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ ブルーレイ複製作業は、各学校において行う。 ・ 納品メディアのデータを活用して、Youtube に動画をアップすることを考慮すること。 ・ データは、ブルーレイに記録する前のデータを納品すること。納品方法は納品時に協議する。 ・ 著作隣接権の申請は、委託者が別途手続きを行う。 ・ 著作権、著作隣接権に係る料金は、委託者が著作権者に直接支払うため、当該仕様には含まない。
ディスクケースのジャケット	学校名、撮影日のみ印刷
ディスク盤面	学校名、撮影日のみ印刷
納品	撮影から 30 日以内 ※ 完成次第、適宜納品すること。

4 その他

(1) 委託業務の成果物

本業務の実施に伴い、受託者が作成・提出すべき成果物は、次のとおりとし、高文連が指定する期日・場所において提出すること。

ア 業務完了報告書及び納品書 (すべての撮影終了時)

イ 納品メディア (高文連に提出。撮影した学校へは納品しないこと。)

(2) 業務実施体制

受託者の体制は次のとおりとする。

- ① 業務の全体を管理可能な者を業務責任者として設置すること。
- ② 業務の確実な実施に必要な要員を配置すること。
- ③ 課題等発生時の対応体制を明確にすること。
- ④ 委託期間を通じて迅速な高文連との連絡を可能とすること。
- ⑤ 受託者は、業務開始までに体制図を提出すること。

(3) 業務の進捗等に関する高文連との協議

高文連と受託者との定例的な協議を開催し、業務の進捗等について確認すること。

なお、必要に応じ、高文連若しくは受託者からの申し出により、随時の協議を行うことができる。

協議の日時、場所等については、両者協議の上、決定する。

また、協議終了後、受託者は速やかに議事録を作成し、高文連に提出すること。

(4) 措置請求

ア 高文連は、本仕様書に違反すると認められる場合、本業務の適切な実施につき、著しく不相当と認められる場合、その他、高文連と受託者との信頼関係に重大な影響を生じる、あるいは生じる恐れがあると認められる場合は、その理由を明示した

文章により、受託者に対し、必要な措置を講じるべきことを請求することができる。
イ 受託者は、上記の請求があった場合は、当該請求に係る事項について、必要な措置を講じたうえで、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、高文連に対し、文書により回答すること。

(5) 個人情報の保護

受託者は、本業務を実施する上で、個人情報を取り扱う場合は、山口県個人情報保護条例（平成13年12月18日山口県条例第43号）を順守すること。

(6) 権利の帰属等

ア 本業務により作成された成果物の全ての著作権（著作権第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、受託者が既に著作権を保有する著作物を除き、業務完了をもって、県に移転すること。
イ 受託者は、高文連が許可した場合を除き、成果物に関する著作権人格権を行使できないものとする。

(7) 再委託の禁止

書面により予め高文連の承認を受けた場合を除き、本業務の全部あるいは一部を第三者に委託し、若しくは請け負わせてはならない。

(8) 瑕疵担保責任

ア 受託者は、高文連に納入した成果物の瑕疵について、納品から1年間、担保の責を負うこと。
イ 受託者は、成果物の瑕疵が受託者の故意または重大な過失に基づく場合には、当該瑕疵を発見した日から起算して1年間、担保の責を負うこと。
ウ 高文連は上記の期間中、瑕疵のある成果物について、受託者に相当の期間を定めて瑕疵の修正を請求し、又は修正させるとともに、損害の請求をすることができる。

(9) 業務内容の決定及び疑義の解決

本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項または疑義が発生した場合には、速やかに高文連と協議する。

なお、協議の方法等については、上記（3）に準ずること。